

前橋市一般廃棄物収集運搬業の許可等に関する指針

(趣旨)

第1条 この指針は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第1項及び第2項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可（し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る許可を除く。以下同じ。）等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針で用いる用語の意義は、法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）並びに前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年前橋市条例第8号。以下「条例」という。）及び前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成5年前橋市規則第15号。以下「市規則」という。）の例による。

(許可の基準)

第3条 一般廃棄物収集運搬業の許可の基準は、同条第5項及び市規則第16条の2に規定する許可の要件のほか、申請者が次の要件を満たすこととする。

- (1) 申請者が個人である場合は、所得税を滞納していないこと。
- (2) 申請者が法人である場合は、法人税を滞納していないこと。
- (3) 前橋市から課税されている市税及び当該市税に係る延滞金を滞納していないこと。

2 一般廃棄物収集運搬業の新規申請に係る、省令第2条の2第2号イに規定する一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有することとは、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 申請者が産業廃棄物収集運搬業の許可を有している場合は、当該申請者（当該申請者が法人である場合は、その役員。以下この項において同じ。）が、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「日廃振」という。）の実施する産業廃棄物の収集・運搬課程講習（新規）又は日廃振が実施する産業廃棄物の収集・運搬課程講習（更新）を修了した者であること。
- (2) 申請者が産業廃棄物収集運搬業の許可を有していない場合は、当該申請者が日廃振の実施する産業廃棄物の収集・運搬課程講習（新規）を申請日前5年以内に修了した者であること。
- (3) 申請者が産業廃棄物収集運搬業の許可を有していない場合は、当該申

請者が一般社団法人日本環境衛生センターの実施する一般廃棄物実務管理者講習を申請日前5年以内に修了した者であること。

(4) 申請者が前3号に規定する者に準ずる知識を有する者であると市長が認める者であること。

(従事者証の交付の基準等)

第4条 条例第11条の3第1項の規定による従事者証の交付の基準は、次の要件を満たすこととする。

(1) 条例第11条の3第2項の規定により従事者証を携帯させようとする従事者（以下この項において単に「従事者」という。）が、本市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者に係る従事者証が交付されていないこと。

(2) 従事者が、本市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた個人又は許可を受けた他の法人の代表者でないこと。

2 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が個人である場合は、その者は、従事者証の交付を受けるものとする。

3 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者は、交付された従事者証に記載されている内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を市に届け出るとともに、当該従事者証の書換えを受けるものとする。

(申請に添付する書類等の基準)

第5条 市規則第16条第4項の規定により申請の際に添付する書類及び図面の基準は、次のとおりとする。

(1) 市規則第16条第4項第1号に規定する事業の用に供する施設及び設備に関する書類には、市規則第20条第1項第1号の規定により車両に表示すべき事項が車体の両側面に表示されていることが明らかとなる写真が貼付されていること。ただし、新規に許可を受けようとする場合は、表示する予定の位置を明らかにすることにより、これに代えるものとする。

(2) 市規則第16条第4項第2号に規定する所有権又は使用する権限を有することを証する書類は、次のとおりとする。

ア 車両 運輸支局又は軽自動車検査協会が発行する自動車検査証

イ 土地及び建物 法務局又はその支局が発行する登記簿謄本（全部事項証明書）

ウ ア又はイに掲げる書類において、申請者が当該車両又は土地若しくは建物の所有者又は使用者であることが確認できない場合は、賃貸借契約書の写し等の使用権限を有することが確認できる書類

- (3) 市規則第 16 条第 4 項第 3 号に規定する技術的能力を説明する書類は、第 3 条第 2 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに掲げる者であることが確認できる書類又は市長が認める書類とする。
- (4) 市規則第 16 条第 4 項第 4 号に規定する定款の写しとは、当該定款の写しに原本と相違ないことを証する日付、申請者名（申請者が法人である場合には、法人名及び代表者名）の記名及び押印がなされていることとする。
- (5) 個人が許可を受けようとする場合における市規則第 16 条第 4 項第 9 号に規定する資産に関する調書とは、資産の所在する市町村長が発行する名寄帳の写し、固定資産評価証明書（土地・家屋）又は第 2 号イに規定する登記簿謄本とする。
- (6) 市規則第 16 条第 4 項第 9 号に規定する所得税又は法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類とは、税務署長が発行する納税証明書（その 1 納税額等証明書）とする。
- (7) 第 3 条第 1 項第 3 号の規定による前橋市から課税されている市税及び当該市税に係る延滞金を滞納していないことの確認は、前橋市長が発行する納税証明書（未納税額のない証明）により行うものとする。
- (8) 市規則第 20 条第 1 項第 1 号の規定により運搬車に表示する文字の大きさは、次のとおりとする。

ア 一般廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車であることの表示
一文字が、日本工業規格 Z 8 3 0 5 に規定する 1 4 0 ポイント以上

イ 許可を受けた者の氏名又は名称の表示 一文字が、日本工業規格 Z
8 3 0 5 に規定する 9 0 ポイント以上

ウ 前橋市許可を受けていること及び許可番号の表示 一文字が、日本
工業規格 Z 8 3 0 5 に規定する 9 0 ポイント以上

2 申請者が市規則第 16 条第 4 項第 9 号に規定する書類が提出できない場合は、その理由を書面で提出させるものとする。

3 市規則第 16 条第 4 項ただし書の規定により、申請の際添付を省略できる書類又は図面は、当該申請が許可の更新である場合に、次に掲げる書類又は図面とする。ただし、その内容に変更がない場合に限るものとする。

(1) 事業の用に供する施設並びに事業所及び営業所（車庫含む）の見取り
図

(2) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した
書類

(3) 事業の用に供する施設及び設備に関する書類のうち、車両であって、

更新を受けようとする期間が従前の許可申請時に提出された第 1 項第 2 号ウに掲げる書類に記載された使用権限を有する期間に含まれる場合は、当該書類

(4) 土地及び建物であって、更新を受けようとする期間が従前の許可申請時に提出された第 1 項第 2 号ウに掲げる書類に記載された使用権限を有する期間に含まれる場合は、同号イ及びウに掲げる書類

(5) 申請者が法人である場合には、定款の写し

(6) 第 1 項第 3 号に規定する書類

(申請の受付時間等)

第 6 条 申請者が、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする場合の申請の受付時間等は、前橋市の休日定める条例（平成元年前橋市条例第 14 号）第 1 条第 1 項に規定する休日等を除き、前橋市の執務時間を定める規則（平成元年規則第 18 号）に規定する、月曜から金曜日までのそれぞれ午前 9 時から午後 5 時までとする。

(申請手数料の納付期限)

第 7 条 申請者が、法第 7 条第 2 項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする場合の申請手数料の納付期限は、更新を受けようとする許可の有効期間の満了の日の前条に規定する時間内までとする。

附 則

この指針は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 31 年 1 月 16 日から施行する。

附 則

この指針は、令和 7 年 6 月 2 日から施行する。